

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	日本の金融教育の現状とこれからの課題—各国との比較を通じて—
他言語論題 Title in other language	Current Situation and Future Themes of Financial Education in Japan: Compared with Other Countries
著者 / 所属 Author(s)	観音寺 命 (Kannonji, Mikoto) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	790
刊行日 Issue Date	2016-11-20
ページ Pages	97-119
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2008年の国際的な金融危機を契機に、多くの国で金融教育の重要性がより強く認識されるようになった。現在の日本の金融教育への取組と課題を、諸外国の取組も踏まえて概観する。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

日本の金融教育の現状とこれからの課題

—各国との比較を通じて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 観音寺 命

目 次

はじめに

- I 金融教育の目的とは
- II 金融教育をめぐる国際的な動き
- III 日本の取組
 - 1 金融教育に対する取組
 - 2 金融経済教育研究会と金融経済教育推進会議
 - 3 文部科学省・消費者庁の取組
- IV 諸外国の取組
 - 1 米国
 - 2 英国
 - 3 オーストラリア
- V 今後の日本における金融教育の課題
 - 1 社会人向けの金融教育
 - 2 金融教育に対する信頼性の向上
 - 3 関係団体による活動
 - 4 効果測定
 - 5 今後の学校教育をめぐる課題

おわりに

要 旨

- ① 2008年の国際的な金融危機を契機に、多くの国で金融リテラシーの重要性とそれを身に付けるための金融教育の重要性がより強く認識されるようになった。2012年6月にはG20ロスカボス・サミットにおいて、経済協力開発機構（OECD）及び金融教育に関する国際ネットワーク（INFE）が作成した「OECD/INFE金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が承認されている。
- ② 金融教育は、個々人が、金融についての理解を深め、金融分野において、自分の意思決定の下で自立した行動を採ることができるようになるために行われる教育と定義することができる。
- ③ 日本でも金融教育の現状把握と今後の在り方について、金融経済教育研究会やその後を受けた金融経済教育推進会議等を中心に、金融リテラシー・マップの作成、関係団体との協力体制構築、全国的な金融リテラシー調査の実施等を経ながら改めて検討が行われている。
- ④ 諸外国における金融教育の取組について概観すると、米国、英国、オーストラリアの各国では、国際的な金融危機の発生よりも前から金融教育に関する国家戦略が進められている上に、同危機の発生以降は、更に取組が強化されている。
- ⑤ 今後の日本における金融教育の課題として、学校教育を離れた社会人向けの金融教育にどう取り組むか、金融教育の信頼性を向上するにはどうすればよいか、関係団体による活動をどう進めるか、効果の測定結果を実際の金融教育にどういかしていくかといった点が挙げられる。
- ⑥ 日本における金融教育の課題は山積しているが、国民の金融リテラシー向上を目指した施策は、今後一層重要性が増すと考えられる分野であり、国会審議の場も含めて、踏み込んだ議論が期待されよう。

はじめに

2008年にリーマンショックを契機とした国際的な金融危機が発生して以降、金融リテラシー⁽¹⁾は、個人の重要な生活技術として、より強く認識されるようになった。金融リテラシーを身に付けるための金融教育⁽²⁾がこれまで以上に注目されることとなり、2012年6月、メキシコで開催されたG20ロスカボス・サミットにおいて、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）及び金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education: INFE）が作成した「OECD/INFE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」（以下「ハイレベル原則」という。）が承認されている⁽³⁾。

このような国際的潮流の影響等もあり、日本でも改めて金融教育の現状を把握するとともに今後の在り方について検討を行うこととなった。2012年11月、金融経済教育研究会が金融庁金融研究センター⁽⁴⁾に設置され、2013年6月、それを引き継ぐ形で金融経済教育推進会議が金融広報中央委員会⁽⁵⁾に設置されている。

本稿では、国際的に金融教育の重要性が認識される中で、日本においてどのような取組が進められており、今後に向けてどのような課題が存在するかを海外の事例等も含めて取り上げることとする。

I 金融教育の目的とは

まず、金融教育とは何を指し、その目的は何であるのかについて、考察したい。

OECDは、金融教育一般を「金融の消費者ないし投資家が、金融に関する自らの厚生を高めるために、金融商品、概念およびリスクに関する理解を深め、情報、教育ないし客観的な助言を通じて（金融に関する）リスクと取引・収益機会を認識し、情報に基づく意思決定を行い、どこに支援を求めるべきかを知り、他の効果的な行動をとるための技術と自信を身につけるプロセス」と定義している⁽⁶⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成28年9月20日である。

(1) OECDは、金融リテラシーを「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の幸福を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」と定義している。Adele Atkinson and Flore-Anne Messy, “Measuring Financial Literacy: Results of the OECD INFE Pilot Study,” *OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions*, No.15, 2012.3.26. <<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/5k9csfs90fr4.pdf?expires=1473840178&id=id&accname=guest&checksum=24D2948EF3AC70E7FE91F6A26495003D>>

(2) 本稿において、「金融教育」という用語と、組織名・引用部分等に見られる「金融経済教育」という用語は同義である。

(3) OECD, “OECD/INFE HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION,” 2012.8. <http://www.oecd.org/finance/financial-education/OECD_INFE_High_Level_Principles_National_Strategies_Financial_Education_APEC.pdf>; 金融広報中央委員会「OECD/INFE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（仮訳）」2012.6. <<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/oecd/pdf/oecd001.pdf>>

(4) 金融行政上の重要な課題について専門的な知見を持った研究を行うとともに、金融庁職員の研修を担う組織。

(5) 金融広報中央委員会は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っている団体である。事務局は日本銀行に置かれている。「金融広報中央委員会とは…」金融広報中央委員会ウェブサイト <<http://www.shiruporuto.jp/about/us/gaiyo/iinkai.html>>

(6) 金融広報中央委員会 前掲注(3), p.5.

こうした中、金融広報中央委員会の「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」では、学校における金融教育を、「お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育」と定義している⁽⁷⁾。

また、金融経済教育研究会の報告書（以下「研究会報告書」という。）では、学生、社会人等の区別なく「金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある」としている⁽⁸⁾。

以上を踏まえると、金融教育は、学生、社会人等の枠を越えて、個人が、金融についての理解を深め、金融分野において、自らの意思決定の下で自立した行動を採ることができるようになるために行われる教育とすることができる。そして個人の金融リテラシーの向上が、ひいては社会全体をより良くすることにもつながるといえることができる。

II 金融教育をめぐる国際的な動き

OECD は、2002 年に「金融教育プロジェクト」を開始し、2008 年 5 月には、金融教育についての情報共有・分析等を行う組織として INFE を結成した。その後、2012 年 4 月にワシントン D.C. で行われた G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明文で、「金融教育における国家戦略策定の手引きである OECD・INFE ハイレベル原則がロスカボス・サミットに提出されることを期待している」旨が言及された。こうした流れの中で、同年 6 月、ロスカボスにおける G20 サミットにおいてハイレベル原則が承認されることとなった。⁽⁹⁾

ハイレベル原則では、金融教育の国家戦略について、「その国に合わせて設計された枠組みまたはプログラムによって構成される、国家レベルで調整された金融教育へのアプローチ」との定義がなされている⁽¹⁰⁾。ハイレベル原則によると、理想的な国家戦略の作成には、万能のモデルやプロセスはないものの、まず既存の取組の洗い出しや評価、意見聴取を通じ、金融教育の範囲及び目的を定めることが必要である。また、金融教育に取り組む利害関係者を国家レベルで分野横断的に調整することや、現実的で測定が可能であり、かつ時間制約を意識した目標、関連する政策上の優先事項と対象層を含む行程表を作成することも必要である。さらに同原則は、行程表の中に、策定された金融教育プログラムの実行及び評価に関する指示も盛り込まれるべきであるとしている。

2013 年 11 月、サンクトペテルブルクで開催された G20 サミットの首脳宣言では、OECD・INFE が「金融リテラシーに関する成人と若者のための国際的なコア・コンピタンスの枠組

(7) 「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」金融広報中央委員会ウェブサイト <<https://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program101.html>>

(8) 「金融経済教育研究会報告書」2013.4.30, p.3. 金融庁ウェブサイト <<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130430-5/01.pdf>>

(9) 金融広報中央委員会「OECDによる金融教育関係活動の経緯」2012.7. <<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/oecd/pdf/oecd002.pdf>>

(10) 金融広報中央委員会 前掲注(3), p.5.

み」⁽¹¹⁾及び「金融教育のための国家戦略実施に関する政策ハンドブック」⁽¹²⁾を作成することなどが求められた⁽¹³⁾。

2014年9月には、オーストラリアのケアンズでのG20財務大臣・中央銀行総裁会議に、「金融教育のための国家戦略実施に関するOECD/INFE政策ハンドブック」や、OECDによる「生徒の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment: PISA）」⁽¹⁴⁾の結果（金融リテラシー部門）を踏まえて作成された「OECD/INFE若年者に対する金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー」⁽¹⁵⁾についての中間報告書が提出された⁽¹⁵⁾。

さらに、2015年11月、トルコのアンタルヤで開催されたG20サミットでは、「金融教育のための国家戦略実施に関するOECD/INFE政策ハンドブック」及び「OECD/INFE若年者に対する金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー」の最終報告書が首脳間で共有された⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 日本の取組

1 金融教育に対する取組

1990年代後半以降に国内で相次いだ金融機関の破綻やペイオフ⁽¹⁷⁾解禁などを背景に、我が国の金融広報中央委員会は、平成17（2005）年を金融教育元年と位置付けた⁽¹⁸⁾。これを契機に、同委員会は高等学校以下の学校における金融教育支援の強化を打ち出し、平成19（2007）年には「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」を刊行した⁽¹⁹⁾。その中では、小学校低学年、同中学年、同高学年、中学生、高校生という5つの年齢層別に、金融教育として教えるべき内容が具体的に示されるとともに、学校教育における金融教育の狙いや目標、具体的な授業案も示された。同プログラムは、学校で金融教育を行う際の基本的な資料として、教

(11) 若者（15～18歳）にとって生活の中で必要な経済・金融能力について指し示すこの枠組みが、後述の「OECD/INFE若年者に対する金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー」として最終的にまとめられた。コア・コンピテンシー（コンピタンス）とは、核となる一定の水準を満たした能力を意味する。この枠組みは成人にとって必要な経済・金融能力の基盤となるものとしても位置付けられている（OECD, “OECD/INFE CORE COMPETENCIES FRAMEWORK ON FINANCIAL LITERACY FOR YOUTH,” 2015.11.16. <<https://www.oecd.org/g20/topics/employment-and-social-policy/Core-Competencies-Framework-Youth.pdf>>）。

(12) 各国がハイレベル原則に基づく国家戦略を策定する際に重視する、国家戦略の周知徹底や制度の確立等について実用的な面に焦点を当てて解説したハンドブック（OECD, “NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION: OECD/INFE Policy Handbook,” 2015.11.16. <<http://www.oecd.org/daf/fin/financial-education/National-Strategies-Financial-Education-Policy-Handbook.pdf>>）。

(13) 「G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（仮訳）」2013.9.6. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000373.html>

(14) 3年に1度、多くの国々で義務教育が終了する15歳を対象に、科目ごとに学校で習得したスキルと知識を評価する国際調査。

(15) OECD, *op.cit.*(12); OECD, “OECD/INFE PROGRESS REPORT ON FINANCIAL EDUCATION,” 2014.9. <<http://www.oecd.org/finance/financial-education/OECD-INFE-Fin-Ed-G20-2014-Progress-Report.pdf>>

(16) OECD, *op.cit.*(11)-(12)

(17) 金融機関破綻時に、元本1000万円とその利子までを保護する仕組み。

(18) 金融経済教育におけるこれ以前の状況、経緯等に関しては、小池拓自「金融経済教育」国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題—総合調査報告書—』（調査資料2008-4）2009, pp.79-99. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/degidepo_999295_po_200864pdf?contentNo=1>に詳しい。

(19) なお、「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」は2016年2月に全面改訂されている。改訂後のプログラムについては、「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」前掲注(7)を参照されたい。

育現場で活用されるようになった。しかし、学校における金融教育が体系化される一方で、高校生よりも年齢が上の大学生や社会人等については、体系的なアプローチは行われていなかった。⁽²⁰⁾

平成 20 (2008) 年、リーマンショックを契機とした国際的な金融危機が発生してからは、金融リテラシーをより一層充実させる必要性が世界的に認識されるようになった。そうした中、平成 24 (2012) 年 6 月に G20 でハイレベル原則が承認されると、それを受けて、日本でも金融教育について検討が重ねられることとなった⁽²¹⁾。

平成 24 (2012) 年 11 月、金融庁金融研究センターに金融経済教育研究会が設置され、金融教育で身に付けるべきものは何か、今後、我が国で金融リテラシー向上にどのように取り組んでいくべきか等について、幅広い検討が行われた。金融経済教育研究会は合計 7 回開催され、平成 25 (2013) 年 4 月には研究会報告書がまとめられた。同報告書の方針を推進するに当たっての検討課題として示された諸課題への取組について審議することを目的として、同年 6 月には、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議が設置された。

また、金融庁は、平成 27 事務年度 (平成 27 (2015) 年 7 月～平成 28 (2016) 年 6 月) の金融行政方針の中で、特に重点的に取り組んでいくことを予定している施策の 1 つとして「金融リテラシーの向上」を掲げている⁽²²⁾。

2 金融経済教育研究会と金融経済教育推進会議

(1) 金融経済教育研究会

金融経済教育研究会は、研究会報告書の中で、金融経済教育の意義・目的を、「生活スキルとしての金融リテラシー」、「健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー」、「我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー」という 3 点の向上にあるとしている⁽²³⁾。

研究会報告書では、今後の金融経済教育の進め方として、これまで重視されてきた知識の習得のみならず行動面も重視することや、最低限習得すべき金融リテラシー (①家計管理、②生活設計、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用) の 4 分野 15 項目) を効率的・効果的に身に付けられるようにすること、年齢別・分野別の教育内容についてより詳細なスタンダードを確立することが挙げられている。また、金融経済教育の対象者として、それまで金融広報中央委員会の「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」が対象としてきた高校生以下に加えて、教育のチャンネルがより限られていた社会人・高齢者に焦点を当てることが重要であるとされている。金融経済教育を担う人材の育成

⁽²⁰⁾ 吉國眞一「金融版「学問のすすめ」—リテラシー元年先取りした日本の取り組み—」『金融財政 business』10535号, 2015.11.12, pp.14-18.

⁽²¹⁾ 平成 25 (2013) 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の中で「金融経済教育の推進」が盛り込まれた。また、平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「消費者教育推進法」(平成 24 年法律第 61 号) に基づき、平成 25 (2013) 年 6 月 28 日に、同年以降 5 年間の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。その中で「消費者教育の一環としての金融経済教育の推進」が明記された。(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定) p.14. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/01/11/20130111keizaitaisaku_1.pdf>; 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定) pp.19-20. 消費者庁ウェブサイト <http://www.caa.go.jp/information/pdf/130628_kyoiku_houshin3.pdf>)

⁽²²⁾ 金融庁「平成 27 事務年度 金融行政方針」2015.9.18, p.3. <<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>>

⁽²³⁾ 「金融経済教育研究会報告書」前掲注(8), pp.1-3.

や、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知及びそこから相互リンク活用などによって金融商品についての情報提供を充実させることも、重視すべきであるとしている。こうした金融経済教育の推進に当たり、国民の客観的な金融リテラシーの水準について定期的に点検することが重要であるという観点から、同報告書では、金融広報中央委員会の「金融力調査」を活用することも示された。同調査には、海外比較を念頭に置いた質問項目が設けられており、かつ、知識だけでなく行動、態度に関する調査項目も含まれていることから、同研究会はこの調査を高く評価している。⁽²⁴⁾

(2) 金融経済教育推進会議

金融経済教育推進会議は、有識者並びに関係省庁（金融庁、消費者庁、文部科学省）及び金融関係団体（全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会⁽²⁵⁾、日本取引所グループ、運営管理機関連絡協議会⁽²⁶⁾）を代表する者等から構成されている。金融広報中央委員会を事務局として、平成25（2013）年6月に同委員会の中に設置され、同月に第1回の会議が開かれた⁽²⁷⁾。金融経済教育推進会議は、研究会報告書で示された諸課題（最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び体系化、金融経済教育に係る情報提供の体制の整備等（インターネットによるものとそれ以外）、金融経済教育を担う人材の確保・育成、効果測定）への取組方針を取りまとめることを目的としていた。諸課題の実施主体（具体的には金融庁など関係省庁、全国銀行協会など金融関係団体）が検討を行い、半年後をめどに中間報告を行った上で、約1年後に最終報告または作業の進捗状況の報告を行うこと、そして、改善点等があれば平成26（2014）年度以降の取組に反映することを運営方針とした⁽²⁸⁾。平成28（2016）年9月現在、計7回の会議が開かれている。

金融経済教育推進会議による取組の主な成果として金融リテラシー・マップ⁽²⁹⁾の作成が挙げられる。これは、研究会報告書において示された4分野15項目の「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものとなっている。身に付けるべき金融リテラシーが明確化されていることから、自治体、業界団体、金融機関、NPOなど金融教育を担う主体が、より効果的・効率的に金融教育を推進できるようになると期待されている⁽³⁰⁾。金融教育を担うこれらの主体は、金融リテラシー・マップを活用する形で、小学校、中学校、高等学校、大学と連携して講座を開いている。ちなみに、平成27（2015）年9月に開催された第3回OECD/INFE実務者協議会において、金融リテラシー・マップの英訳版が提出された。同年

⁽²⁴⁾ 同上, pp.6-21.

⁽²⁵⁾ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会。広く一般市民に向けたファイナンシャル・プランニング（暮らしとお金の相談）の啓発と普及、そしてその担い手であるファイナンシャル・プランナーの養成・認証を行っている協会である。

⁽²⁶⁾ 確定拠出年金制度の運営管理機関間での横断的な組織としての任意団体が、運営管理機関連絡協議会である。確定拠出年金制度は、運用内容を加入者が決めることを特徴とした、国民年金や厚生年金の上乗せ部分となる企業年金の1つであり、個人が自ら加入する「個人型」と会社単位で加入する「企業型」がある。

⁽²⁷⁾ 金融経済教育推進会議「議事録・資料等 第1回（2013年6月7日開催）分」金融広報中央委員会ウェブサイト <<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/>>

⁽²⁸⁾ 「平成25年度の金融経済教育推進にかかる取組方針（案）」（第1回金融経済教育推進会議資料3）2013.6.7. 金融広報中央委員会ウェブサイト <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20130607_shiryoushiyou3.pdf>

⁽²⁹⁾ 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ」2016.1. 金融広報中央委員会ウェブサイト <<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>>

⁽³⁰⁾ 同上

10月には日本FP協会も国際会議で同マップを紹介しており、国際的なPRが進んでいる⁽³¹⁾。

加えて注目されるのは、金融経済教育推進会議における議論を踏まえる形で、同会議を構成する各団体を主体とした様々な取組が行われていることである。以下、主だったものを挙げてみたい。

金融経済教育に係る情報発信力の強化としては、「知るぽると」の周知、金融経済教育推進会議を構成する団体のウェブサイト内容の充実や相互リンクの推進が挙げられる。日本FP協会の協力の下で、「知るぽると」の生活設計診断ツールの内容の充実が図られているほか、投資信託の個別商品の情報を比較するための手段として、投資信託協会の「投信総合検索ライブラリー」⁽³²⁾の活用も行われている。インターネット以外の情報提供体制としては、金融リテラシー・マップを踏まえた上で、運営管理機関連絡協議会による確定拠出年金の投資教育セミナーなどのほか、個別商品の販売推奨等ではない、金融経済教育の一環としてのセミナーが、業界団体や各金融機関によって行われている。また、予防的・中立的なアドバイスの提供として、金融庁金融サービス利用者相談室での事前相談や、同行が関係団体と連携する形での生活設計等に関する無料相談会が開催されている。そのほか、日本FP協会は、中立的な立場のアドバイザーであるファイナンシャル・プランナー（FP）を「金融コンシェルジュ」として病院に派遣し、主に高齢者を対象とした患者とその家族の金融関連の相談を無料で受け付けている。⁽³³⁾

金融経済教育を担う人材の確保・育成も進められている。教員向け副教材、指導資料の提供の一環として、金融広報中央委員会は、「学校における金融教育推進のための懇談会」において、平成19（2007）年に作成した「金融教育プログラム」の年齢層別教育内容を見直し、平成27（2015）年3月に「学校における金融教育の年齢層別目標」⁽³⁴⁾として改訂・公表し、平成28（2016）年2月には金融教育プログラムそのものを全面改訂している⁽³⁵⁾。なお、生命保険文化センターは、平成27（2015）年5月に現役の高校家庭科教師との懇談会を新設し、教育現場のニーズを踏まえた副教材の作成につなげる取組を始めている。また、金融広報中央委員会は、効率的・効果的な指導者育成のために関係団体間での研修への相互参加、研修講師の相互派遣を図っているほか、人材確保のため、各地の金融広報委員会のネットワークを活用した人材紹介に加え、金融機関OB等の人材と提供可能な情報を整理したリスト（関係団体が公正中立な立場から情報提供を行うために整備）を全国の学校・自治体等に周知できるようにしている。⁽³⁶⁾

効果測定の定期的な実施に関しては、金融リテラシー調査が、海外における同様の調査に関する情報収集等を踏まえた設問案をもとに、インターネットを通じて実施され、その結果が平

(31) 「第6回金融経済教育推進会議 議事録」2015.12.7, p.8. 金融広報中央委員会ウェブサイト <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20151207_gijiroku.pdf>

(32) 投資信託の名称などの検索条件を指定して、交付目録見書、基準価額、トータルリターン等、投資信託に関する基本的な情報を見ることができるシステム。「投信総合検索ライブラリー」投資信託協会ウェブサイト <<http://tskl.toushin.or.jp/FdsWeb/view/FDST000000.seam>>

(33) 「金融経済教育推進にかかる2015年12月以降の取組事項の実施状況と今後の検討事項（推進会議資料案）」（第7回金融経済教育推進会議資料4）2016.7.11. 金融広報中央委員会ウェブサイト <https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20160711_shiryo4.pdf>

(34) 金融広報中央委員会「金融教育プログラム 学校における金融教育の年齢層別目標」（「年齢層別の金融教育内容」改訂版）2015.3. <<https://www.shiruporuto.jp/teach/school/mokuhyo/pdf/mokuhyo000.pdf>>

(35) 「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」前掲注(7)

(36) 「金融経済教育推進にかかる2015年12月以降の取組事項の実施状況と今後の検討事項（推進会議資料案）」前掲注(33)

成 28 (2016) 年 6 月に公表されている⁽³⁷⁾。

そのほか、金融庁が中心となって、主要な市民グループに対する金融経済教育の取組実態についてのヒアリング調査を行っている。また、金融庁は、金融商品に係る詐欺被害を予防するために、典型的な詐欺被害の実例のウェブサイト上での紹介や「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」などの講演会を通じた注意喚起等を行っている⁽³⁸⁾。

また、平成 27 (2015) 年 1 月 22・23 日には、金融庁、OECD、アジア開発銀行研究所 (Asian Development Bank Institute: ADBI) 及び日本銀行の主催により、ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」が開催された⁽³⁹⁾。シンポジウムには、国内外の研究者、政府関係者、教育関係者、金融機関関係者など 140 名を超える参加者が集まり、各国における金融教育や金融規制等についての報告や議論が行われた。

3 文部科学省・消費者庁の取組

文部科学省は、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために、小・中・高等学校等ごとに各学校で教育課程を編成する際の基準として学習指導要領を定めている。現行の学習指導要領においては、金融教育への取組について、小・中・高等学校等の社会科・公民科、家庭科等の教科を中心に組み込まれている。例えば小学校では、家庭科の授業で、物や金銭の大切さに気付き計画的な使い方を考えること、身近な物の適切な購入ができることなどを学ぶとされている⁽⁴⁰⁾。中学校では、社会科 (公民的分野) の授業で、市場経済の基本的な考え方、生産や金融などの仕組みや働きなどを学び、技術・家庭科 (家庭分野) の授業で消費者の基本的な権利と責任、物資・サービスの販売方法の特徴について学ぶとされている⁽⁴¹⁾。高等学校では、公民 (政治・経済) の授業で、現代経済の仕組みと特質、国民経済と国際経済などを学び、家庭 (家庭総合) の授業で、生活における経済的な管理・計画の重要性、消費者問題や消費者の権利・責任、消費者としての適切な意思決定に基づく行動を学ぶことが予定されている⁽⁴²⁾。

また、文部科学省は、大学・社会教育について、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」⁽⁴³⁾を提示している。これは、学習指導要領ではないが、「だまされないため」だけでなく個人の消費行動に影響を与えることを目的とした指針として位置付けられるものである。同省

(37) 「金融リテラシー調査 (2016 年)」2016.6.17. 金融広報中央委員会ウェブサイト <<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/literacy2016/>>

(38) 「金融経済教育推進にかかる 2015 年 12 月以降の取組事項の実施状況と今後の検討事項 (推進会議資料案)」前掲注(33)

(39) 「ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム—金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進—」2015.3.5. 金融庁ウェブサイト <<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20150305.html>>

(40) 文部科学省「第 2 章 各教科 第 8 節 家庭」『小学校学習指導要領』2008.3, p.77. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2010/11/29/syo.pdf>

(41) 文部科学省「第 2 章 各教科 第 2 節 社会 公民的分野」『中学校学習指導要領』2008.3 (2010.11. 一部改正), pp.29-31. <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/_icsFiles/afiedfile/2010/12/16/121504.pdf>; 同「第 2 章 各教科 第 8 節 技術・家庭 家庭分野」同, pp.89-90.

(42) 文部科学省「第 2 章 各学科に共通する各教科 第 3 節 公民」『高等学校学習指導要領』2009.3, pp.34-35. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2011/03/30/1304427_002.pdf>; 同「第 2 章 各学科に共通する各教科 第 9 節 家庭」同, pp.95-96.

(43) 消費者教育推進委員会「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」2011.3.30. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2011/10/31/1306400_01.pdf>

は、そのほかにも、地方自治体からの求めに応じて消費者教育の実践活動者や有識者を消費者教育アドバイザーとして各地に派遣することや⁽⁴⁴⁾、高校生・大学生による消費者教育の実践の報告や交流を行う消費者教育フェスタを開くこと⁽⁴⁵⁾などの取組を行っている。

一方、消費者庁は、平成 25 (2013) 年に閣議決定した「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の中で、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要であるとしている⁽⁴⁶⁾。そうした認識の下、同庁は、消費者教育や金融経済教育など関連する教育について、官民間わなない多様な主体による教材や取組、そして講座を検索できるツールとして「消費者教育ポータルサイト」を設置している⁽⁴⁷⁾。また、同庁は、消費者教育における年齢層別・分野別の教育目標を整理した「消費者教育の体系イメージマップ」に金融経済教育の知見を取り入れており⁽⁴⁸⁾、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップと消費者教育の関連付けについても意識している⁽⁴⁹⁾。

IV 諸外国の取組

続いて、日本における金融教育との比較という観点から、比較的早い段階で金融教育をめぐる国家戦略を展開している、米国、英国、オーストラリアの状況を概説する。

1 米国

(1) 金融教育をめぐる国家的枠組みとその展開

(i) 金融リテラシー教育委員会設立 (金融危機前)

米国では、1980 年代から預金金利自由化などの金融自由化が進み、1990 年代には金融イノベーションが進展した。こうした金融環境の変化にもかかわらず、消費者の金融リテラシーは向上していなかったため、銀行業界・消費者団体、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board: FRB) や連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC)、NPO 等を中心に金融教育の普及に対する関心が高まった。⁽⁵⁰⁾

(44) 「「消費者教育アドバイザー」派遣の実施について」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1339570.htm>

(45) 「【申込受付】平成 28 年度消費者教育フェスタ in 徳島の開催について～いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育～」2016.8.30. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1376230.htm>

(46) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」前掲注(2)

(47) 消費者教育ポータルサイト <<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>>

(48) 消費者庁「金融経済教育と連携した消費者教育の推進について」『くらし塾 きんゆう塾』Vol.35, 2016.冬, p.19. <http://www.shiruporuto.jp/about/kurashijuku/pdf/201601_007.pdf>

(49) 消費者庁は、消費者教育の推進のために、事業者や消費者団体等の代表から成る消費者教育推進会議を設置している。消費者教育推進会議と金融経済教育推進会議には、委員の重複が見られる。「第 3 回金融経済教育推進会議 議事録」2014.6.3, pp.35-36. <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20140603_gijiroku.pdf>

(50) IV 1 の記述は、主として以下の資料に基づいている。福原敏恭「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向—サブプライム問題発生後の状況—」2008.10. 金融広報中央委員会ウェブサイト <<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>>; 伊藤宏一「第 3 章 英米の金融教育の現状と日本の金融教育の課題」新保恵志編著『金融・投資教育のススメ』金融財政事情研究会, 2012, pp.131-146; 福原敏恭「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向—ポスト・クライシスの金融教育に向けて—」2010.8. 金融広報中央委員会ウェブサイト <<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report3/pdf/ron100816.pdf>>

連邦議会においても、2002年に、上院銀行・住宅・都市問題委員会（Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs）で、金融教育に関する公聴会⁽⁵¹⁾が開かれた。そのことを契機に、2003年、連邦議会は、「2003年公正正確取引法（Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003）」を制定し、その中に含まれる「金融教育法（Financial Literacy and Education Improvement Act）」で、FRBやFDICなど20の連邦政府機関の代表者で構成される金融リテラシー教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）の設立や、同委員会の事務局機能としての金融教育室（Office of Financial Education）を財務省（U.S. Department of the Treasury）に新設することを定めた⁽⁵²⁾。

2006年には、金融リテラシー教育委員会から連邦議会に対して、金融教育に関する国家戦略報告書（National Strategy）⁽⁵³⁾が提出された。報告書では、米国における金融教育の課題として、金融情報の重要性に関する消費者の認識の乏しさ、必要な情報を消費者に確実かつ効率的に伝える方法の模索、政府関係機関を含めた金融教育関連団体の連携強化の必要性、金融教育プログラムの客観的な効果測定方法の開発等が挙げられた。

なお、FRBは消費者保護行政と金融教育とを共に担っている。かつてのFRBは、金融教育については専ら地区連銀⁽⁵⁴⁾による教材提供やセミナー開催など個別の活動に委ねていた。しかし、2002年に自ら金融教育動向に関する論文⁽⁵⁵⁾を発表し、その中で消費者の金融リテラシー不足や、教育プログラムの開発・提供に当たりフィードバック作業が重要になってくること、消費者保護の推進のためには一層の金融教育の推進が必要であることを指摘した。そして、この論文を契機に、FRBは消費者保護行政のみならず金融教育に注力するようになった。

（ii）金融リテラシーに関する大統領諮問委員会の設立（金融危機を受けて）

2004年頃から2006年にかけて住宅価格が大幅に上昇する中でサブプライム・ローン（信用力の低い個人向けの住宅融資）が急拡大したことから当時のブッシュ（G. W. Bush）政権は、2007年8月末に、サブプライム問題に対する政策パッケージ⁽⁵⁶⁾を発表した。その中には、金融リテラシーに関する大統領諮問委員会（The President's Advisory Council on Financial Literacy. 以下「諮問委員会」という。）の設置も盛り込まれていた。2008年1月には、それを受けて諮問委員会が発足した。諮問委員会設置のための大統領命令⁽⁵⁷⁾には、「金融教育を連邦政府の政策として推進する」と明記されている。諮問委員会は、その大半を金融教育に従事するNPO代表者など民間の有識者が占め、連邦政府機関の出身者のみで構成されていた金融リテラシー教育委員会とは様相

(51) Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, "Hearing on "The State of Financial Literacy and Education in America," First Hearing in a Series," 2002.2.5. <http://www.banking.senate.gov/02_02hr/020502/index.htm>

(52) Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003, P. L. No.108-159. Title V 117 Stat. 2003-2010.

(53) Financial Literacy & Education Commission, *Taking Ownership of the Future: The National Strategy for Financial Literacy 2006*, 2006. U.S. Department of the Treasury Website <<https://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Domestic-Finance/Documents/Strategyeng.pdf>>

(54) 通貨の発行や民間銀行の監督等を行う、12の地区に置かれている連邦準備銀行のこと。

(55) Sandra Braunstein and Carolyn Welch, "Financial Literacy: An Overview of Practice, Research, and Policy," *Federal Reserve Bulletin*, 2002.11. <<https://www.federalreserve.gov/pubs/bulletin/2002/1102lead.pdf>>

(56) "Fact Sheet: New Steps to Help Homeowners Avoid Foreclosure," 2007.8.31. WHITE HOUSE (President George W. Bush) Website <<https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2007/08/20070831-4.html>>

(57) "Executive Order 13455—Establishing the President's Advisory Council on Financial Literacy," *Federal Register*, 73(16), 2008.1.24, pp.4445-4447. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2008-01-24/pdf/08-325.pdf>>

を異にしていた⁽⁵⁸⁾。大統領に提出された2008年の諮問委員会の年次報告書では⁽⁵⁹⁾、同委員会の活動として、社会人向けでは米国初となる国民の金融リテラシーに関する全国調査や適切なサブプライム・ローン利用のためのガイドラインの策定、そして、高校生を対象とした金融理解度テストの実施と優秀者の表彰などが行われたこと等が示された。

さらに同年次報告書は、金融教育関係者に向けた提言にとどまらず、連邦議会・州議会に立法措置を勧告するとともに、政府関係機関の行動を促すような提言も行っている。その提言には、義務教育課程の全学年における金融教育の履修義務化に必要な法的措置、職場セミナーの開催など企業が主体となった金融教育を促進するための税制優遇措置、効果的な教育方法を研究する活動に対する連邦政府の補助金支出等の具体的な施策が盛り込まれている。

(iii) 金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会等（金融危機後）

オバマ（Barack Obama）政権の下では、2010年1月に、諮問委員会が金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会（The President's Advisory Council on Financial Capability）に名称変更された。ここでの金融ケイパビリティという語は、個人による単なる金融知識の獲得というレベルにとどまらない、自ら金融商品や金融サービスに触れ、適切な金融行動を採るレベルまで含んだ包括的な概念として使用されている⁽⁶⁰⁾。すなわち、米国の金融教育をめぐる大統領諮問委員会の名称からは、知識に基づく金融行動の実行の重要性が読み取れる。

また、金融リテラシー教育委員会は、2013年から2014年の最優先課題として、学生や新社会人などに対する金融教育強化を掲げ、2013年に若年層向けの「早期スタートによる金融の成功（Starting Early for Financial Success）」というキャンペーンを開始している⁽⁶¹⁾。

このように、サブプライム問題の顕在化を契機に金融教育の重要性が一段と強く認識されることとなったわけだが、そのことは、それまでの不十分な金融教育が一因となって同問題が顕在化したことを意味していたとも考えられる。そして、米国の金融教育をめぐる主要な課題は、情報を必要としている消費者に対していかに効果的・効率的なアプローチができるかという点に懸かっているとの認識が高まっている⁽⁶²⁾。2013年、FRBのベン・バーナンキ（Ben S. Bernanke）議長（当時）は、「最近の金融危機から得た教訓は、若者も年配者もほぼ全国民が金融・経済の基礎知識を習得する必要があるということだ」と講演の中で述べている⁽⁶³⁾。

58) 国内の若者たちの金融面における成功のために教育や準備を行う、官民双方による金融教育の様々な利害関係者の連盟であるジャンプスタート個人金融教育連盟（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）や、世界的なファイナンシャル・プランニングの資格であるCFP（Certified Financial Planner）の、米国における認定委員会（Certified Financial Planner Board: CFP Board）の関連NPOである全国金融教育基金（National Endowment for Financial Education: NEFE）の代表等がメンバーになっていた。

59) PRESIDENT'S ADVISORY COUNCIL ON FINANCIAL LITERACY, "2008 ANNUAL REPORT TO THE PRESIDENT," 2009.1.6. U.S. Department of the Treasury Website <https://www.treasury.gov/resource-center/financial-education/Documents/PACFL_ANNUAL_REPORT_1-16-09.pdf>

60) 日本の金融経済教育研究会報告書によれば、OECDのハイレベル原則に基づく金融リテラシーは、米国や英国の金融ケイパビリティとほぼ同義であるとされている。「金融経済教育研究会報告書」前掲注(8), p.1.

61) 保立雅紀「第2章 米国における金融経済教育」栗原久『「海外における金融経済教育の調査・研究」報告書』2014, pp.7-15. 日本証券業協会ウェブサイト <http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k_report.pdf>; Financial Literacy and Education Commission, "Research Priorities applied to the 2013-2014 Strategic Focus: Starting Early for Financial Success," 2013.5. <<https://www.treasury.gov/resource-center/financial-education/Documents/Starting%20Early%20Research%20Priorities%20May%202013.pdf>>

62) この課題は、米国では「裾野拡大（consumer outreach）の問題」と呼ばれている。

(2) 学校における金融教育

米国の学校教育は、州政府やその下部組織である学区（地方教育行政区画）を中心として行われている。日本における学習指導要領のような全国統一的な教育カリキュラムは存在しない。そのため、米国では、全国的な金融教育活動の展開に当たり、地域のネットワークの形成とその活用が欠かせないという事情がある。⁽⁶⁴⁾

かつての米国では、教育課程における金融教育コンテンツが単独の教科として存在するのではなく、数学や作文などのコア科目の中に例題などの形で融合されているケースが主流であった⁽⁶⁵⁾。しかし、1990年代に学力向上のための教育改革が行われるようになると⁽⁶⁶⁾、コア科目が四則演算など基本問題を中心とした形で再編され、金融教育に当たる部分は縮小を余儀なくされた。こうした環境変化に対して、金融教育関係者は、官民双方の主要な約150の団体による共同出資でジャンプスタート個人金融教育連盟（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）と呼ばれる新たなNPOの結成（1995年）等を通じて巻き返しを図った。同連盟は、その後、金融教育において身に付けるべき知識・能力の基準である「K-12⁽⁶⁷⁾教育における金融教育の全国基準（National Standards in K-12 Personal Finance Education）」を作成・更新している。同連盟は、そのほかにも、金融教育資源を活用する際の成功事例の紹介や、教材・ツールの配布・紹介、金融リテラシーの全国調査等の活動を行っている⁽⁶⁸⁾。

2001年には基礎学力の一層の推進を目的とした「教育改革法（No Child Left Behind Act of 2001）」⁽⁶⁹⁾が成立し、その中で金融経済教育が27の特別奨励分野の1つに指定された。また、幼稚園から高校までの金融経済教育を推進している経済教育協議会（Council for Economic Education: CEE）は、2001年に、児童・生徒用のワークブック、教師用指導書、家庭用指導書を一体化させる形で「生活のための金融フィットネス（Financial Fitness for Life）」という刊行物を出版しており、2013年には、それぞれの学校段階で身に付けるべきパーソナル・ファイナンスの知識と、その知識を使って行えることの水準を示す指標を独自に作成している⁽⁷⁰⁾。

米国では、学校における金融教育において、上記のような取組がなされてはいるものの、その効果の出現は、未だ十分であるとはいえないようである。何らかの形で金融教育を制度化し

(63) 浅野忠克「高まる金融教育の重要性 国家が取り組むべき課題に」『エコノミスト』4310号, 2013.10.15, pp.82-83; Ben S. Bernanke, “Financial and Economic Education,” (At the 13th Annual Redefining Investment Strategy Education (RISE) Forum, Dayton, Ohio) 2013.4.4. Board of Governors of the Federal Reserve System Website <<https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/20130404a.htm>>

(64) 福原「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向—サブプライム問題発生後の状況—」前掲注(50), p.14.

(65) 同上, p.15.

(66) この改革は、地方主導ではなく、大統領と全米州知事が全国教育サミット（Education summit）において学力向上に関する国家統一目標の設定に合意したことが実施の契機となっている。Maris A. Vinovskis, “The National Education Goals Panel, The Road to Charlottesville: The 1989 Education Summit,” 1999.9. <<http://govinfo.library.unt.edu/negp/reports/negp30.pdf>>

(67) 「K-12」とは、幼稚園（Kindergarten）から高校の最終学年（12学年）までの教育課程を指す。

(68) JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy Website <<http://www.jumpstart.org/>>; 北野友士ほか「日本の金融教育と金融リテラシーの現状—JumpStartとの比較を通じて—」『証券経済学会年報』49号, 2014.7, pp.298-304. 前掲注(58)も参照。

(69) No Child Left Behind Act of 2001, P. L. No.107-110, 115 STAT. 1425-2094.

(70) 浅野 前掲注(63), p.83; Council for Economic Education Website <<http://councilforeconed.org/>>

ている州は2013年時点で全米50州の約半数にとどまっております⁽⁷¹⁾、例えば、また、金融教育を施す役割を担う教師の金融リテラシーについても、一般人とさほど変わらない状況にとどまっているケースが多いとされている⁽⁷²⁾。

2 英国

(1) 金融教育をめぐる国家的枠組みとその展開

(i) FSAの発足

英国では、1980年代に保守党のサッチャー（Margaret Hilda Thatcher）政権が行った公的年金の規模縮小及び私的年金への移行奨励策の下で、保険会社を中心に説明が不十分なまま私的年金の勧誘や販売を行う競争が激化した。このことは社会問題にまで発展し、消費者の金融システムに対する信頼感を大きく揺るがすこととなった。同時期に、その他の金融トラブルも多発する中で、政府による対策の必要性が強く認識されるようになった。⁽⁷³⁾

1997年に、労働党のブレア（Anthony Charles Lynton Blair）政権が誕生すると、金融規制監督体制の大幅な見直しが行われた。従来の「1986年金融サービス法」⁽⁷⁴⁾に代わって「2000年金融サービス市場法」⁽⁷⁵⁾が制定され、金融監督の権限が、1997年に新たに設立された金融サービス庁（Financial Services Authority: FSA）に一元化されることとなった。FSAの4つの法的責務の中の1つに金融教育の普及促進が規定された。

FSAは1998年に金融教育活動に関する基本方針⁽⁷⁶⁾を策定した。この中で、消費者への金融リテラシー教育（知識を与えることで金銭管理について適切な判断や効率的な決定を行える能力を身に付けさせる教育）や消費者への情報提供及び助言が重要課題として掲げられた。当面の課題として、金融教育を学校教育カリキュラムに盛り込むことが挙げられ、長期的には、金融教育プログラムの策定に必要となるベースライン・サーベイ⁽⁷⁷⁾の実施や金融教育プログラムの効果測定等を検討することとされた。

(ii) 金融ケイパビリティに基づく国家戦略

ブレア政権下の教育雇用省（Department for Education and Employment: DfEE）は、新しいナショナル・カリキュラム⁽⁷⁸⁾の一環として2000年に「パーソナル・ファイナンシャル教育による金融ケイパビリティ—学校のためのガイダンス—（Financial Capability through Personal Financial Education: Guidance for Schools）」を発表した⁽⁷⁹⁾。それによると、金融ケイパビリティ⁽⁸⁰⁾とは、「全ての人にとって重要なライフスキルの1つ」である。また、同ガイダンスでは、金融ケイパビリティに、

(71) 北野ほか 前掲注(68), p.300.

(72) 福原「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向—サブプライム問題発生後の状況—」前掲注(50), p.16.

(73) IV 2の記述は、主として以下の資料に基づいている。福原「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向—ポスト・クライシスの金融教育に向けて—」前掲注(50); 伊藤 前掲注(50), pp.111-130; 大橋善晃「イギリスの金融教育最新事情」『個人金融』6(4), 2012.1, pp.12-21.

(74) Financial Services Act 1986 (c.60).

(75) Financial Services and Markets Act 2000 (c.8).

(76) “The FSA consults on consumer education strategy,” 1998.1.1. FSA Website <<http://www.fsa.gov.uk/library/policy/cp/1998/15.shtml>>

(77) 国民の金融能力についての実情調査。

(78) 日本の学習指導要領に相当するもの。

金融知識と理解（お金の概念を理解する）、金融スキルとコンピテンス⁽⁸¹⁾（日々のマネー管理と自分の将来のプランについて考える）、金融責任（個人の金融に関する意思決定が家族やコミュニティに対してもインパクトを与える）という相互に関連した3つのテーマがあることが示されている。そして、2003年には、成人の金融ケイパビリティが発展していく段階をこれら3つのテーマのそれぞれに沿って示した「成人金融ケイパビリティ・フレームワーク（Adult Financial Capability Framework）」が作成された⁽⁸²⁾。

一方、FSAは、2002年に、金融教育の国家戦略策定のアドバイスや監督を目的とした、官民の有識者から構成される金融ケイパビリティ向上グループ（Financial Capability Steering Group: FCSG）を発足させた。翌2003年にFSAから発表された「金融ケイパビリティのための国家戦略に向けて（Towards a national strategy for financial capability）」と題する報告書⁽⁸³⁾では、それまでのところ、知識の提供を主軸とした金融リテラシー教育を通じては目に見える成果が挙がっておらず、国民が直面する金融問題に適切に対処できない状態のままであることが指摘されている。この報告書の発表を契機として、英国政府は、個人の自立的な意思決定を可能とする金融ケイパビリティを基本コンセプトと位置付けた国家戦略へと転換し、様々な取組を開始した。2004年に発表された「英国における金融ケイパビリティの構築（Building financial capability in the UK）」と題するFSAの報告書⁽⁸⁴⁾は、学校、若者（16～25歳）、労働現場、子供が生まれる家族、借入れ、リタイアメント、助言の7つのテーマに沿って、金融教育の推進を図るべきであると指摘している。

2005年にベースライン・サーベイが実施され、2006年にはその結果が公表された⁽⁸⁵⁾。この調査を通じて判明したのは、所得階層を問わず、多数の消費者が、必要性は認識しつつも老後や失業への蓄えをしていないことや金融取引に必要な判断能力に欠けていること、とりわけ18～40歳の年齢層による理解度が40歳超の年齢層による理解度と比べて明確に劣っていること、潜在的に過重債務に陥る危険性のある世帯が200～300万世帯に上ること等であった。加えて、FSAは、同じ年に「デリバリング・チェンジ（Delivering Change）」と名付けられた、実際の行動と結果を重視する金融教育の国家戦略目標を設定した⁽⁸⁶⁾。これは7つのテーマ⁽⁸⁷⁾から

(79) このガイダンスの概要については、DfEE, “Financial Capability through Personal Financial Education: Guidance for Schools at Key Stages 1&2,” 2000.7. Values, Money & Me Website <http://www.valuesmoneyandme.co.uk/downloads/financial_capability_guidance.pdf> を参照。

(80) 前掲注(60)

(81) 前掲注(11)

(82) Basic Skills Agency, *ADULT FINANCIAL CAPABILITY FRAMEWORK*. LEARNING AND SKILLS OBSERVATORY WALES Website <<http://www.learningobservatory.com/uploads/publications/603.pdf>>

(83) FSA, “Towards a national strategy for financial capability,” 2003.11. <http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/financial_capability.pdf>

(84) FSA, “Building financial capability in the UK,” 2004. <http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/financial_capability_uk.pdf>

(85) 2006年に結果が公表された同調査は、金融能力を構成する5つのファクター（収入の範囲でやりくりする、収支の記録を付ける、将来の計画を立てる、金融商品を選択する、金融問題に対して十分に通じている）ごとに、金融能力のベースライン尺度を特定することを狙いとしていた。FSA, “Financial Capability in the UK: Establishing a Baseline,” 2006.3. <http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/fincap_baseline.pdf>

(86) FSA, “Financial Capability in the UK: Delivering Change,” 2006.3. <http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/fincap_delivering.pdf>

(87) 具体的には、学校、若者、労働現場、消費者コミュニケーション、オンラインツール、新婚家庭、マネーアドバイスという7つのテーマである。

構成された具体的なプロジェクト（5か年計画）として公表されている。

2007年になると、政府は、財務省（HM Treasury）を中心に、FSA 主導の国家戦略による金融教育の一層の促進や対象となる消費者の拡大を目指して国民の金融ケイパビリティ向上のための長期計画を発表した⁽⁸⁸⁾。翌2008年には、財務省とFSAが共同で、消費者に対する中立・公平な助言や学校における金融教育の促進に関する行動計画を作成している⁽⁸⁹⁾。

（iii）FSA の分離（金融危機後）

2008年の国際金融危機以降は、英国においても、金融システムの安定性を確保するために、金融機関の再編や消費者保護が図られている。2009年7月に、財務省の市場改革案⁽⁹⁰⁾の中で、金融システムへの消費者の信頼感喪失の問題が取り上げられ、その対応策の1つとして、金融教育の強化が盛り込まれた。そして、2010年4月には、「2010年金融サービス法」⁽⁹¹⁾の規定に基づき、FSAの金融教育部門が分離・独立する形で消費者金融教育機関（Consumer Financial Education Body: CFEB）が設立されている。これを契機に、英国の金融教育は、それまでFSAが目指してきた「教育と情報を広く国民に提供する」というアプローチ⁽⁹²⁾から、「助言と行動の重視」というアプローチへと正式に軸足を移すこととなった⁽⁹³⁾。CFEBは、2011年4月に、マネー・アドバイス・サービス（Money Advice Service: MAS）へと名称が変更されている。このMASは、オンライン、電話、対面または印刷物を介して資産・負債の両面から金融アドバイスを行い、とりわけオンラインによるアドバイスに注力している。MASは、個別金融商品の推奨や具体的金額のアドバイスは行わず、アドバイスの内容を一般的なものに限定しているが、消費者にとってそれらの区別は困難であり、混乱を招いているとの指摘もみられる⁽⁹⁴⁾。

MASは2013年に第2回ベースライン・サーベイを行った⁽⁹⁵⁾。その結果を示したMASの報告書では、2005年に行われた第1回の調査の時よりも多くの人々が、金銭のやりくり、金銭管理に努めている一方で、全体の3分の1の人々がインフレーションの影響についての理解を欠き、貯蓄や所得の実質的な価値を損なっていること等が示されている。また、この調査結果を踏まえた上で、政府、第三セクター、業界、教育関係者、アドバイス提供者、そして個人を含んだ全ての関係者が協力し合う必要があることも指摘されている。さらには、調査結果と併せて、消費者は金融に関する知識やスキルがありさえすれば常に合理的な行動がとれるというわけではなく、外的要因やそれを受けた自分自身の意思決定によって行動が大きく影響されるとする行動経済学的な知見の重要性も指摘されている⁽⁹⁶⁾。

⁽⁸⁸⁾ HM TREASURY, *Financial Capability: the Governments' long-term approach*, 2007. Digital Education Resource Archive Website <http://dera.ioe.ac.uk/7551/1/fincap_150107.pdf>

⁽⁸⁹⁾ HM TREASURY, *Annual Report and Accounts 2008-09*, HC611, 2009, p.64. GOV.UK Website <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/250509/0611.pdf>

⁽⁹⁰⁾ HM TREASURY, *Reforming financial markets*, CM7667, 2009. GOV.UK Website <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/238578/7667.pdf>

⁽⁹¹⁾ Financial Services Act 2010 (c.28).

⁽⁹²⁾ IV 2 (1) (i) 参照。

⁽⁹³⁾ 大橋善見「英国における金融教育 MAS による第二次ベースライン・サーベイの実施」『証券レビュー』55(7), 2015.7, pp.97-120.

⁽⁹⁴⁾ 田中健太郎「英国における公的金融教育機関を巡る議論」『野村資本市場クォーターリー』17(3), 2014.冬, pp.26-31.

⁽⁹⁵⁾ 2013年に公表された調査では、新たに示された5つのファクター（スキル、知識、態度、モチベーション、オポチュニティ）ごとに金融能力の評価が行われている。

なお、英国の中央銀行である BOE (Bank of England) は、学生・社会人向けの金融教育活動に対して、金融政策を中心とした BOE の業務・機能に関する説明や、物価安定の重要性など経済問題についての説明を中心とした形で取り組んでいる。

(2) 学校における金融教育

英国の学校教育をめぐっては、「1988 年教育改革法」⁽⁹⁷⁾により、2000 年度から日本の学習指導要領に相当するナショナル・カリキュラムが導入されている。政府は、その中に、小中学校向けの学習段階ごとに到達すべき金融教育上の目標や、総合学習科目・公民・数学といった既存科目の学習教育との関係をまとめた金融教育のガイドブックの発行など、金融教育に関連した内容を盛り込んでいる。

2008 年度に中学校向けのナショナル・カリキュラムが改訂され、総合学習科目が「個人の経済活動と金融判断能力の育成」と「個人の生活能力の養成」の 2 分野に再編されたことで、総合学習科目における金融教育の位置付けが向上した。現在の中学段階におけるナショナル・カリキュラムでは、学校における金融を含めた経済教育を主に実施している教科であるシチズンシップと、必修教科ではないものの、教育領域として金融教育も含んだ「個人、社会、健康及び経済教育 (Personal, Social, Health and Economic Education: PSHE)」の双方が実施されている。そのほか、数学の中にも金融教育が位置付けられている⁽⁹⁸⁾。

官民連携体制の下で、金融教育を実施する学校・教師に対する実地の支援活動も行われている。その際に力となるのが、地域ごとに異なった教育現場の実情に詳しい「パーソナル・ファイナンス教育グループ (Personal Finance Education Group: pfeg)」に代表される NPO である。政府は、そうした NPO との緊密な連携体制を構築している⁽⁹⁹⁾。

さらに、財務省は 2005 年に金融教育の一環として、税制優遇措置を伴う子ども名義の投資・貯蓄制度 (チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Fund: CTF)) を導入した⁽¹⁰⁰⁾。この制度では、CTF の口座運用を通じて子どもと保護者が投資・貯蓄の習慣を身に付けるようになることや、同制度を学校授業の金融教育の教材として利用できることなど、複数の金融教育上の効果が期待されていた⁽¹⁰¹⁾。

3 オーストラリア

(1) 金融教育をめぐる国家的枠組みとその展開

オーストラリアでは、1980 年代に始まった金融自由化の流れの中で金融商品の複雑化が進み、消費者自身の金融リテラシーに依拠した資産形成が必要となった。こうしたニーズの台頭

⁽⁹⁶⁾ 大橋 前掲注⁽⁹³⁾; Money Advice Service, *The Financial Capability of the UK*, 2013. Autorité des marchés financiers Website <<https://www.lautorite.qc.ca/files//pdf/education-financiere/thefinancialcapabilityuk.pdf>>

⁽⁹⁷⁾ Education Reform Act 1988 (c.40).

⁽⁹⁸⁾ 山根栄次「第 1 章 イギリスの学校における金融教育の現況」栗原 前掲注⁽⁶¹⁾, pp.1-6; Department for Education, *The national curriculum in England: Framework document*, 2014. GOV.UK Website <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/335116/Master_final_national_curriculum_220714.pdf>

⁽⁹⁹⁾ Personal Finance Education Group Website <<https://www.pfeg.org/>>

⁽¹⁰⁰⁾ 政府は、CTF の対象となる子ども全員の保護者に対して給付金を支給するが、この給付金は CTF 口座以外の用途には使用できない。CTF 口座には毎年一定額までの個人資金の追加預入が可能であるが、子どもの年齢が 18 歳に達するまでは同口座から資金を引き出すことができない。

⁽¹⁰¹⁾ 財政上の理由などから、2011 年 1 月 3 日以降は、新たな CTF 口座の開設が停止されている。

に加え、2000年代初頭になると、クレジットカードや携帯電話の使い過ぎによる若年層の負債問題が深刻化したことを契機に、政策課題として金融リテラシーが取り上げられるようになった。2004年2月、政府は全ての国民を対象とした、消費者・金融リテラシーに関する初の国家戦略を策定することを目的として、消費者・金融リテラシー・タスクフォース（Consumer and Financial Literacy Task Force）を設置した。2005年6月には、同タスクフォースの提言に基づき、金融リテラシー機構（Financial Literacy Foundation）が財務省（Treasury）の下に設置された。⁽¹⁰²⁾

2008年にリーマンショックに端を発した国際金融危機が発生すると、金融リテラシーの重要性に対する認識は一層高まり、政策推進の中心が財務省から金融規制当局であるオーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission: ASIC）に移管された。国家戦略についてもASICが引き継ぎ、2011年3月に、「国家金融リテラシー戦略（National Financial Literacy Strategy）」⁽¹⁰³⁾が策定された。その中には、戦略目標として「金融リテラシーの水準改善によりオーストラリア国民の金融面での幸福（well-being）を改善すること」が掲げられている⁽¹⁰⁴⁾。ASICの任務は、これまでオーストラリア政府及び州政府の関係省庁、金融機関、コミュニティなどがそれぞれ提供してきた金融教育について、国家戦略に沿った連携を確保することにあるとされている。

そのほか、2008年にはオーストラリア政府及びASICに対して金融リテラシー向上に関するアドバイスを行う、消費者・金融リテラシー・タスクフォースを前身とする金融リテラシー理事会（Financial Literacy Board）が財務省に設置されており、金融関係者、教育関係者、低所得層を支援する金融カウンセラー等、各分野の専門家が名を連ねている⁽¹⁰⁵⁾。

(2) 学校における金融教育

金融行政への取組と並行して、教育行政面に金融リテラシーを組み込む試みも行われてきた。オーストラリアの教育の管轄権は州政府にあり、教育課程も州単位で決定される。2005年、オーストラリア政府及び8つの州政府等の大臣から成る、教育・雇用・研修・若年層問題に関する大臣協議会（Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs: MCEETYA）の下に設けられたワーキンググループによって、「全国消費者・金融リテラシー・フレームワーク（National Consumer and Financial Literacy Framework）」が作成された。この中で、既存の複数の教科の一部に金融リテラシーを組み込むことが定められた⁽¹⁰⁶⁾。

2008年12月には、21世紀のオーストラリアにおける教育の方向性を示す、「オーストラリア

⁽¹⁰²⁾ IV 3 の記述は、主として以下の資料に基づいている。野村亜紀子「オーストラリアの「国家金融リテラシー戦略」―鍵を握る学校教育への組み込み―」『野村資本市場クォーター』17(3), 2014.冬, pp.5-25; 宮原悟「第3章 オーストラリアにおける「金融経済教育」」栗原 前掲注(61), pp.16-28.

⁽¹⁰³⁾ ASIC, “National financial literacy strategy,” REPORT 229, 2011.3. <<http://www.financialliteracy.gov.au/media/218312/national-financial-literacy-strategy.pdf>>

⁽¹⁰⁴⁾ 具体的な方法として、①教育への組み込み、②情報提供面での支援、③行動変化の実現、④多様な主体同士の協調が提示されている。

⁽¹⁰⁵⁾ “Financial Literacy Board.” National Financial Literacy Strategy Website <<http://www.financialliteracy.gov.au/financial-literacy-board/>>; “Paul Clitheroe AM, CFP® Senior Adviser.” Financial Literacy Group Website <<https://financialliteracygroup.com/who-we-are/paul-clitheroe/>>

⁽¹⁰⁶⁾ 「全国消費者・金融リテラシー・フレームワーク」は2011年に改訂されている。“National Consumer and Financial Literacy Framework,” 2011.9. Education Services Australia Website <http://www.curriculum.edu.au/verve/_resources/National_Consumer_Financial_Literacy_Framework_FINAL.pdf>

の若者のための教育目標に関するメルボルン宣言 (Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians) (以下「メルボルン宣言」という。) が策定された。その中では、「全てのオーストラリアの若者が、学習の成功者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で知識ある市民となること」という目標を達成する上で、消費者教育と金融教育が重要な役割を果たすとされている⁽¹⁰⁷⁾。

メルボルン宣言の発表により全豪で統一的な教育カリキュラムを設定する動きが後押しされ、そうした流れの下で、州政府の関係者等が参加するカリキュラム設定機構 (Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority: ACARA) が「オーストラリアン・カリキュラム (Australian Curriculum)」⁽¹⁰⁸⁾ を策定した。同カリキュラムの中には「経済と経営 (Economics and Business)」という科目があり、この科目に金融教育の内容が含まれている⁽¹⁰⁹⁾。

ちなみに、教員向けの教材提供としては、ASIC による、「マネースマート・ティーチング (MoneySmart Teaching)」というプログラムがある⁽¹¹⁰⁾。

V 今後の日本における金融教育の課題

最後に、これまでに見てきた内外における金融教育をめぐる取組も踏まえつつ、今後の日本における金融教育の課題について概観することとしよう。

1 社会人向けの金融教育

金融経済教育推進会議は、金融リテラシー・マップの策定、ウェブサイトを通じた情報共有など、日本の金融教育をめぐるインフラに相当する体制は概ね整備されたとしている。同会議によれば、今後は、様々な資源制約の中で効果的な活動と実効性のある取組の PDCA サイクルを確立することが課題になるとのことである⁽¹¹¹⁾。また、同会議を中心とした関係団体による金融教育に関するセミナーの開催件数も年々増えてきている。

そうした中、同会議は、社会人向けの金融教育について、基礎的な金融経済の知識から社会情勢を踏まえた内容に至るまで、ライフステージに即した体系的な教育内容を整理した上で、効率のかつ効果的に行っていくことが肝要であるとしている⁽¹¹²⁾。

しかし、金融リテラシー・マップの策定やセミナーの開催などの形で推進されているとはいえ、社会人向けの金融教育については、議論が活発化しておらず、施策も充実していない。そ

⁽¹⁰⁷⁾ MCEETYA, “Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians,” 2008.12. Education Services Australia Website <http://www.curriculum.edu.au/verve/_resources/National_Declaration_on_the_Educational_Goals_for_Young_Australians.pdf>

⁽¹⁰⁸⁾ オーストラリアの学校教育において、各学年に対応して学ぶべき科目とその内容を示した全豪共通のカリキュラム。Australian Curriculum Website <<http://v7-5.australiancurriculum.edu.au/>>

⁽¹⁰⁹⁾ “Economics and Business (Available for use; awaiting final endorsement).” Australian Curriculum Website <<http://v7-5.australiancurriculum.edu.au/humanities-and-social-sciences/economics-and-business/curriculum/f-10?layout=1>>

⁽¹¹⁰⁾ マネースマート・ティーチングのウェブサイトでは、初等・中等教育用の教材、教員向けの金融リテラシー教育研修プログラム、教員個人の消費者・金融リテラシー及びスキル向上のための情報等が提供されている。ASIC’s MoneySmart Website <<https://www.moneysmart.gov.au/>>

⁽¹¹¹⁾ 金融経済教育推進会議「社会人向け金融経済教育の基本的考え方<確定版>」2016.1. 金融広報中央委員会ウェブサイト <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/201601_shiryou1_kakutei.pdf>

⁽¹¹²⁾ 同上

の背景としては、義務教育の対象外である社会人の場合、金融教育を実施するためには学習の機会をあえて創らなければならないこと、金融教育を受ける必要性を感じていない者が多いこと、対象とする社会人の構成が多様であること、そして、こうしたハードルを乗り越えてまで金融教育に取り組むメリットが見えにくいこと等が考えられる。⁽¹¹³⁾

このような状況への対応策としては、政府が企業等を対象として、従業員への毎年一定時間以上の金融教育の実施を義務付けるような枠組みを設けることなどが挙げられる。その際に、実施にかかった費用の一部を国が補助するなどの方法も考えられよう。⁽¹¹⁴⁾

企業による金融教育への取組としては、年代別のライフプランセミナーの開催も考えられる。その際の留意点は、セミナーの対象の年代により異なってくる。すなわち、新入社員から20歳代半ばの若手社員については、キャリア形成の問題と併せて生活設計と資金計画に関する教育を行うこと、中堅社員以降については、金融知識から金融行動へと至る方向性を意識しつつセミナーを組み立て、実践的な内容（資金運用や金融商品の選択、保険・住宅ローンなど）を盛り込むこと、50歳代の社員については、退職後を早めに意識し、十分な準備を行うことができるようなりタイアメントセミナー⁽¹¹⁵⁾を定期的を開催すること等がポイントとなる。⁽¹¹⁶⁾

企業内で従業員に対してファイナンシャル・プランナー（FP）の資格取得を推奨し、そのための通信教育講座の受講料を補助する制度等を設けることも、1つの選択肢であるといえる⁽¹¹⁷⁾。

子どものいる親については、学校教育の中で子どもだけでなく親も一緒に学べるような金融教育の場を作ることも考えられる。また、近年普及が著しいスマートフォンを活用し、電子書籍やソーシャルゲーム等で金融知識を学べるようなコンテンツを提供する等の取組もあり得る。重要なのは、興味関心の有無にかかわらず社会人との接点がありそうな領域全般に金融教育に関するコンテンツをねじ込むような取組を見せることであり、そこまでしなければ、興味関心のない者にはいつまでたってもアプローチしていくことができないとの指摘も見られる。⁽¹¹⁸⁾

2 金融教育に対する信頼性の向上

日本で金融教育を行う上での問題点として、金融教育そのものに対する不信感が挙げられる。

日銀から発表されている資金循環統計によると、日本では1700兆円を超える家計の金融資産残高のうち現預金が占める割合が5割程度となっており、米国等と比べても株式等のリスク資産で運用されている部分の割合が低い。その理由としては金融機関の営業姿勢や国民の安全志向の高さなども考えられるが、根底には、証券会社に対する不信感などにつながる、投資や金儲けは胡散臭いものであるという日本人特有の意識がある。そして、そのことには、現在の金融教育の在り方などが影響している可能性がある⁽¹¹⁹⁾と指摘する向きも見られる。日本の金融教育は、政府の金融市場活性化策と一体で進められている中で、個人に金融知識を身に付け

⁽¹¹³⁾ 浦嶋憲明「社会人を対象とした金融教育における課題と解決の方向性」『企業年金』32(4), 2013.4, pp.16-19.

⁽¹¹⁴⁾ 同上

⁽¹¹⁵⁾ 例えば、国家公務員の場合は、内閣官房による退職準備・生涯生活設計プログラム講習会として「ニューライフサイクルを考えるセミナー」等が開かれている。（「平成28年度「退職準備・生涯生活設計プログラム講習会」等の開催について」内閣官房ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h28kaisai.pdf>>）

⁽¹¹⁶⁾ 伊藤宏一「金融教育のすすめ」『人事実務』1135号, 2014.4, pp.16-23.

⁽¹¹⁷⁾ 同上

⁽¹¹⁸⁾ 浦嶋 前掲注⁽¹¹³⁾

⁽¹¹⁹⁾ 稲本滋「金融教育の再編成が急務」『New finance』45(4), 2015.4, pp.42-45.

させて資産運用に役立てさせるという投資教育に傾いているきらいがあるともいわれる⁽¹²⁰⁾。本来であれば、金融教育の目的は、金融リテラシーの向上を通じて一人一人の経済的な自立を促し、ひいては社会全体の経済的発展をもたらすことであるはずだが、今日の日本では、金融教育は「単なる投資教育、金融商品選択教育、マネーゲーム教育に過ぎない」と個人の金儲けのためだけに行う教育として狭く捉えられ、誤解が生まれやすい状況が生じているとの指摘もある⁽¹²¹⁾。

また、不信感とはいえないまでも、金融教育に対する信頼性が薄い理由として、金融における従来の常識が、金融情勢、経済情勢の変化により、実感を持って理解することが難しくなっている⁽¹²²⁾ ことなども挙げられている⁽¹²³⁾。

3 関係団体による活動

業界団体や個々の金融機関等によって金融教育を目的としたセミナー等が実施されることをめぐっては、それ自体は望ましいものであるが、中立性・公正性を確保できるか否かが焦点となるとの指摘がなされている。

金融経済教育推進会議は、「広く国民全般に対して「教育」として活動を展開し、かつその信頼を得ていくためには、金融教育活動と営業活動とを明確に区別すべきである」との認識から、関係団体が金融経済教育活動として、講演会、セミナー、出前授業等を行う際には、特定の商品または特定の業者との取引を勧めたり、あるいは取引を行わないよう勧めたりしてはならないとの見解をまとめている⁽¹²⁴⁾。

また、そもそも金融教育を目的としたセミナーをうまく活用できていない側面もある。例えば、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会といった団体が、文部科学省によって行われている土曜学習応援団のプログラム⁽¹²⁵⁾に登録し、小中学生に対して金融教育の授業を行うという枠組みが設けられている。しかし、これらの団体による登録が、各自治体や各教育委員会等からのニーズとのマッチングにまでなかなか結び付かないなどの問題が生じているとの指摘がある⁽¹²⁶⁾。

4 効果測定

海外の場合、金融教育を推進していく上で、米国の金融リテラシー全国調査や英国のベースライン・サーベイのように、国民に対する金融能力の実情調査が行われるケースが少なくない。また、平成24(2012)年からOECDのPISA⁽¹²⁷⁾の中に新たな選択科目として金融リテラシーが

(120) 「くらしナビ・ライフスタイル 学校での金融教育に課題」『毎日新聞』2014.9.24.

(121) 稲本 前掲注(119)

(122) 例えば、現在の大学生以下の世代は、物心がついて以来、預金金利がほぼゼロという時代に育ち、「貯蓄における複利の力」といった概念について、実感を持って理解することが困難である。

(123) 吉國 前掲注(20)

(124) 「関係団体が金融経済教育活動を行う場合の中立・公正性確保に関する考え方」(第3回金融経済教育推進会議資料7) 2014.6.3. 金融広報中央委員会ウェブサイト <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20140603_shiryout7.pdf>

(125) 文部科学省が、全ての子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、多くの企業や団体等で組織される土曜学習応援団と連携して行っているプロジェクト。土曜学習応援団ウェブサイト <<http://doyo2.mext.go.jp/>>

(126) 「第6回金融経済教育推進会議 議事録」前掲注(31), pp.30-38.

(127) 前掲注(14)

追加されている。米国やオーストラリアはこれに参加しているが、日本は、平成 24 (2012) 年、平成 27 (2015) 年ともに、PISA における金融リテラシーの科目には参加していない。日本では、金融広報中央委員会が、平成 28 (2016) 年の 2 月から 3 月にかけて、18 歳以上の個人における金融リテラシーの現状把握を目的とする金融リテラシー調査を、金融リテラシー・マップ公表以降の大規模な調査としては初めて行い、同年 6 月に同委員会のウェブサイトで結果を公表した⁽¹²⁸⁾。同調査には、米国や OECD 等の海外機関による調査との比較分析が可能な共通の設問も設定されているが、それぞれの設問において日本の正答率は米国・英国・ドイツを下回っている。また、同調査の中で、金融教育の推進を求める意見が多く見られたものの、それを実際に受けたことのある人は少数にとどまっている。同委員会は、人々からの金融教育への期待に応えるべく、より広範に、かつ各年齢層の重点課題も念頭に置きつつ、金融教育を実施していくことが必要だとしている。さらに、今後の取組については、定期的な金融リテラシー調査の実施が求められる状況が続くとの認識から、現在 5 年ごとに行われている調査頻度の引上げの検討を予定している。

5 今後の学校教育をめぐる課題

日本証券業協会は、平成 26 (2014) 年に中学校・高等学校の教員を対象に金融経済教育の実態調査を行い、その結果を報告書に取りまとめた。それによると、学校教育における金融教育の必要性についてはほとんどの教員が認識している。しかし、現行の教育計画に余裕がない中で授業時間が不足していること、生徒にとっての理解が難しいこと、教える側の専門知識が不足していること、内容的には用語や制度の解説が中心となり、実生活とのつながりが希薄であること等から十分な金融経済教育が実施できていないとの回答が数多く見受けられた。また、金融経済教育の実施に対する支援の形態として、平易な内容で生徒が理解しやすい副教材の作成を望む声が多かったという。⁽¹²⁹⁾

ちなみに、文部科学省の中央教育審議会は、ほぼ 10 年に一度改訂されている学習指導要領について、平成 28 (2016) 年度にも次期改訂案の答申を取りまとめることになっている。こうした文部科学省の動きをにらんで、金融広報中央委員会は、平成 27 (2015) 年 9 月 4 日に、一層の金融教育の充実を学習指導要領改訂に盛り込むことを求める「次期学習指導要領改訂に向けた要望書」⁽¹³⁰⁾を同省に提出した。そのほか、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会等も、学習指導要領改訂に関する要望書を同省に提出している⁽¹³¹⁾。

また、大学教育については、金融経済教育推進会議の議論等を踏まえて、金融教育に関係した各種の団体による連携講座が開かれている。平成 27 (2015) 年度の講座では、講義に対する理解を深めるため、事前に参考資料を指定して予習を奨励することや、講義終了後に講師が提

(128) 「金融リテラシー調査 (2016 年)」前掲注(37)

(129) 金融経済教育を推進する研究会「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」2014.4. 日本証券業協会ウェブサイト <http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf>

(130) 金融広報中央委員会「次期学習指導要領改訂に向けた要望書」2015.9.4. <<https://www.shiruporuto.jp/about/osirase/osirase/pdf/osirase054.pdf>>

(131) 「中学校・高等学校における「金融経済教育のさらなる拡充」に向けた文部科学省への要望書提出について」2015.9.18. 日本証券業協会ウェブサイト <http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/news_youbou.pdf>; 全国銀行協会「中学校・高等学校における金融経済教育の更なる拡充に関する要望について」2015.10.26. <<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion271026.pdf>>; 生命保険協会「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」2016.4. <<http://www.seiho.or.jp/activity/literacy/report/pdf/report.pdf>>

示したテーマについてのミニレポートを作成させる等の試みが初めて行われたという⁽¹³²⁾。

おわりに

近年の日本では、ジュニア NISA⁽¹³³⁾が導入され、確定拠出年金の制度も定まりつつあるなどの動きの下で、国民が金融リテラシーを身に付けることの重要性がこれまで以上に強まっている。

それだけではない。金融教育の重要性は、世界的にも改めて認識されている。OECD によるハイレベル原則に基づく金融教育に関する国家戦略は、一部の国で既に設定されているほか、設定にまで至っていないがその検討が行われている国も多い。政府自らが、国家戦略を定めた上で、それに率先して取り組むだけではなく、民間の金融機関等による取組を促すことがひときわ重要になっていると考えられる。また、政府による取組についても、金融教育に関係のある省庁がそれぞれ力を注げば十分というわけではない。例えば、日本の場合、金融庁、文部科学省、消費者庁などの関係省庁間の横断的な連携・協力が求められる。各省庁が個別に金融教育の推進を担うのではなく、総じて成果を挙げていくことができるようにする上で、国家戦略が果たすべき役割は小さくない。

金融教育は今後一層重要性が増すと見られる分野であり、課題も山積している。それだけに、どのような形でそれを進めていくべきかについて、国会審議の場も含めて、より踏み込んだ議論が期待されよう。

(かんのんじ みこと)

⁽¹³²⁾ 「大学における連携講座の実施状況」(第7回金融経済教育推進会議資料5) 2016.7. 金融広報中央委員会ウェブサイト <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/pdf/20160711_shiryo5.pdf>

⁽¹³³⁾ 未成年者少額投資非課税制度。0～19歳の子や孫の名義で両親や祖父母らが口座を開いて運用する。年80万円を上限として、最大5年間にわたる投資運用益が非課税になる。ただし、口座名義人が18歳になるまでは、口座に預け入れられた資産を原則引き出すことができない。